

個別避難計画作成モデル事業（連携支援事業）公募要領

1. 令和7年度【内閣府事業】避難行動要支援者に係る個別避難計画の作成促進

(1) 目的

内閣府では、令和3年度以降、個別避難計画の作成について、市町村が効果的・効率的な作成プロセスのモデルを創出し、都道府県が管内でモデルを展開するなどの取組を支援する事業を実施し、地域特性を踏まえた多様な取組を全国的に共有、展開し、個別避難計画の更なる効果的・効率的な作成の取組を促進してきた。

また、優先度※が高いと市町村が判断する者について、地域の実情を踏まえながら、概ね5年程度で作成することを市町村に依頼している。

※ ここでの優先度とは、地域におけるハザードの状況、本人の心身の状況、情報取得や判断への支援が必要な程度、独居等の居住実態、社会的孤立の状況のような要素を踏まえ、災害時の被災リスクを検討して判断するもの。

令和3年度から実施した個別避難計画作成モデル事業では、一定の成果を得た一方で、個別避難計画の作成は努力義務化されたが、約半数の都道府県において作成に未着手の市町村が管内に残る状況にある。計画作成の優先度が高いと市町村が判断する避難行動要支援者について5年程度で作成に取り組むことをお願いしていることを踏まえると、各都道府県において、管内の全ての市町村で計画が実際に作成されていることが重要である。

また、令和3年度及び令和4年度に、個別避難計画の作成に取り組む上で課題となる各種のテーマに関し、地域の実情や課題を踏まえたノウハウの収集を図ったが、特別支援学校に関するものなど、課題解決を図るためにには都道府県と市町村と一緒に取り組むことが、効果的・効率的なノウハウの確立に役立つと考えられるものもある。

このため、令和5年度からは、取組が進まない市町村を個別に後押しし、取組の加速化を図るとともに、制度の一層の定着を図る観点から都道府県における市町村支援のノウハウの蓄積や普及を図るため、個別避難計画作成モデル事業を実施してきたところであり、令和7年度においては、以下の各点に取り組むこととしている。

【今回募集の対象】

都道府県による市町村支援のため、地域の実情に応じた様々な取組事例を収集、整理し、都道府県による市町村支援を可能とするための知見やノウハウなどの基盤を整備し普及を図る。

○全国都道府県会議の開催【別途開催について案内予定】（参考）

全国都道府県の担当者の出席を得て、先進事例等の紹介、各都道府県の作成状況、市町村の取組状況を共有し、都道府県による市町村支援の促進を図る。

○ピアサポート（サポーター等派遣）【別途募集予定】（参考）

サポーター※やアドバイザー※等を派遣すること等により、個別避難計画に取り組む中で課題に直面するなど、困りごとを抱えている自治体に対し、困りごとを早期に解決するための助言やヒントを提供するなどの支援を行い、個別避難計画作成の取組の促進を図る。

注1) サポーター：内閣府が実施したモデル事業に参加した自治体等の自治体職員等のうちから、内閣府が指名（委嘱）し、内閣府が旅費等を負担し、ピアサポート実施依頼書を提出した自治体に派遣（注）するもの。注）オンラインも想定。

注2) アドバイザー：個別避難計画の制度設計等に関する議論に参画した有識者のうち内閣府が指定した者

※連携支援事業の実施団体でなくてもピアサポートに応募できる。

○普及啓発【内閣府において実施】（参考）

内閣府においては、これらの成果について自治体、関係団体への更なる普及啓発、情報共有の促進を図る。

内閣府は、この個別避難計画作成モデル事業の実施を支援する事業者（以下「事業者」という。）を公募して選定する。

（2）内容

① 連携支援【今回募集の対象】

○連携支援事業の実施に取り組む都道府県・市町村を公募、選定する。

連携支援事業には、②都道府県が実施する「都道府県事業」、⑥市町村と都道府県が共同で実施する「共創型事業」、⑦前記の②と⑥を組み合わせた「複合型事業」がある。（特別区も⑥「共創型事業」と⑦「複合型事業」の対象となる。）

選定された都道府県や市町村は、避難行動要支援者の状況や地域の実情を十分に把握し、目標設定、関係者間における取組の役割分担・着実な実施、実施成果の把握と評価、改善点の抽出と対応策等を意識して実施するものとする。

②都道府県事業

都道府県にしかできない役割に関するモデルづくりに役立つものに取り組む都道府県を公募。

※都道府県が単独で応募することを想定。

⑥共創型事業

市町村の具体的な計画づくりを都道府県が支援することのモデルづくりに役立つものに取り組む都道府県と市町村を公募。

※市町村の数や、取組のテーマの数に制限はない。

⑦複合型事業

②と⑥を組み合わせたものに取り組む都道府県と市町村を公募。

○応募は、②～⑦のいずれか一つを提案（応募）することになる。

○②と⑥の双方に取り組む場合は⑦として提案（応募）するものとする。

○各モデル団体における取組経費について内閣府において負担する（事業者が自治体に対してではなく、直接、請求先等へ支払う）。

※1都道府県あたり100～150万円程度（原則は、共同で取り組む市町村の数に応じて増減しない。）
※応募や審査を踏まえ、金額は調整することがある。

※令和3年度以降、個別避難計画作成モデル事業を実施したモデル団体（令和3年度：34市町村及び18都府県、令和4年度：23市町村及び11都道府県、令和5年度：16都道府県、令和6年度：14都道府県）が、令和3年度から令和6年度までの取組と同じ内容に取り組む場合であっても、令和3年度から令和6年度までの事業を通じて明らかになった課題の解決を図るために取組である場合には、対象となる。
注）共創型事業や複合型事業においては市町村が参画している場合がある。

<措置する経費（原則）>

- ・市町村担当者会議や地域調整会議その他の会議の会場借料、有識者の旅費・謝金、動画撮影や速記の経費。
- ・個別避難計画作成において連携する関係者への報酬。関係機関等へ委託する場合の委託経費。

② 全国都道府県会議の開催（自治体間によるノウハウ共有の場の提供）【別途開催について案内予定】（参考）

内閣府と事業者は、全国の自治体の間において、定期的に連携支援事業（Ⓐ～Ⓑ）の取組状況を共有する場や、お互いに相談できる意見交換の場を設け、自治体間で得られた知見を効果的に共有できる機会を提供する予定。

③ ピアサポート（ソポーター等派遣）【別途募集予定】（参考）

自治体を個別に後押しし、取組の加速化を図るとともに、制度の一層の定着を図る観点から、実際に個別避難計画の作成や作成支援等を経験した職員であるソポーターを派遣^{注)}することにより、個別避難計画に取り組む中で課題に直面するなど、困りごとを抱えている自治体に対し、困りごとを早期に解決するための助言やヒントを提供するなどの支援を行い、個別避難計画に係る取組を後押しすることを予定。^{注)}オンラインも想定。

※ソポーター：令和3年度以降に実施した個別避難計画作成モデル事業に係るモデル団体等（自治体職員等）のうちから、内閣府が指名し、内閣府が旅費等を負担し、令和7年度のピアサポートに応募した団体に派遣^{注)}するもの。

なお、連携支援事業の実施団体でなくてもピアサポートに応募できる。

④ 成果の普及【内閣府において実施】（作成）

内閣府と事業者は、本業務で得られた知見をポータルサイトの運用、都道府県会議の開催、報告書（事例集）の作成等を通じて、全国の自治体に対する普及・啓発を行う予定。

2. モデル事業（連携支援事業）の募集

連携支援

1. (2) ①の連携支援事業は、次の（A）～（D）までの要件を満たすものであって、以下の「(2)取組例」に例示したような取組を工夫して行い、全国に広めることにより、個別避難計画の作成を促進する効果があると考えられるもの。

(A) 庁外の関係機関や団体等との連携強化に取り組むものであること

注) 関係機関や団体等…消防機関、都道府県警察、民生委員、地域医師会、訪問看護ステーション、介護関係団体、障害者団体、居宅介護支援事業者や相談支援事業者等の福祉事業者、市町村社会福祉協議会、自主防災組織、NPO法人 など

(B) 他の都道府県が市町村の取組を支援するに当たり役立つもの^{注)}であること

注) ①トップランナーによる先進事例の創出、②取組が進まない団体の後押しにつながる取組 など

(C) 防災、福祉、保健など関係する部局が共同で取り組むものであること

(D) 本事業により都道府県が支援する市町村が実際に個別避難計画を作成する取組であること（共創型事業及び複合型事業の場合必須）

（2）取組例

以下に1. (2) ①の連携支援事業において都道府県や市町村が取り組むことが期待される内容の例を示す。

なお、ここで示す取組例はあくまでも例示であり、以下に挙げられていないものであっても、特色ある取組を行うことは可。また、取り組むのは、いずれか一つの取組に限定されず、複数に取り組んで問題ない。

《都道府県》

○県庁内において防災、福祉、保健など関係部局が共同で取り組む体制づくり

※特に、

①市町村と都道府県が共同した難病患者等に関する計画づくりに関するもの

②特別支援学校など都道府県所管施設の福祉避難所としての指定や直接の避難に関するもの

③市町村による医療的ケア児等の個別避難計画づくりを都道府県庁の防災部局と福祉部局が共同して支援する取組

○市町村における防災、福祉、保健など関係する部局間が共同して取り組む体制づくりを都道府県から働きかけるもの

○連絡協議会を設置するなどの市町村と関係機関の連携を円滑に進めるための仕組みづくり [例：市町村や関係機関等が出席する協議会や連絡会議等の設置や開催など]

○県ケアマネ協会など県単位の職能、施設、事業者などの団体に働きかけるもの [例：電気、通信、運輸事業者など指定地方公共機関、県社協、県ケアマネ協会、当事者団体、障害者団体、医療機器や資材を供給する事業者等]

○市町村の間の意見交換の場の提供（ネットワークづくり）

○福祉専門職や市町村職員などを対象とした研修の実施

○都道府県主催の防災訓練等における避難行動要支援者に係る取組の取りあげ [例：要配慮者や避難行動要支援者の参画、避難行動要支援者名簿や個別避難計画の活用、視覚や聴覚に障害がある方の参画、身体障害者補助犬を同伴する身体障害者の参画、電気自動車（EV、PHEV、FCV、HEV）による給電の体験、宿泊・日帰り防災キャンプ]

○指針、手引き、マニュアル、事例集等の作成

○県ケアマネ協会や県相談支援専門員協会などと連携した福祉専門職への支払に関する県内共通基準づくり

○優先度の判断基準に関する手引きづくり

○避難支援等実施者の安全確保に関する地域での共通ルールづくり（津波に係るものなど）

- 避難支援等実施者の確保に関する取組【例：ボランティア、青年会議所、町内会連合会・町会連合会・自治会連合会への働きかけなど】
- 県の標準業務手順（都道府県版Step）の作成や検証
- 個別避難計画の作成や避難支援等関係者への名簿情報や個別避難計画情報の提供を促す条例制定の取組
- 伴走支援（市町村の取組や進捗の状況を把握し、一緒に課題解決に取り組むことや、試行的な個別避難計画づくり※に一緒に取り組むことなど）の実施【※最初の1件の作成、難病患者や特別支援学校に通学する児童や生徒などに係る計画作成のモデルづくり、経験やノウハウの蓄積のためのモデル的な取組】
- 市町村の取組を支援する人員の任用や配置【例：副業人材の任用、会計年度任用職員制度の活用、市町村を支援する要員を県社協への委託事業により確保することなど】
- 管内の実情を踏まえたモデルとなる市町村づくり
- 県民向け広報の実施や、市町村による改変が可能なチラシやリーフレットなどの広報素材の作成
- 市町村におけるシステムの導入や、導入に向けた検討などの取組に対する支援
- 過去の災害において明らかになった個別避難計画に係る課題解決を図るための取組

[例]

- ・個別避難計画の更新の在り方に関する検討や検証
- ・災害の種類等に応じた避難支援等の在り方に関する検討や検証
- ・個別避難計画において、避難情報の伝達、安否の確認、避難支援等実施者が避難支援を実施した結果の報告、避難支援ができない場合に救助が必要である旨の連絡などについてどのように行うかの具体的な手順や仕組みの検討や検証
- ・過去の災害に係る被災地において個別避難計画の作成を推進する取組

- その他のもの（事業趣旨に合致する取組）

[例]

- ・視覚や聴覚に障害がある方に関するもの
- ・重症心身障害児者や強度行動障害のある方に関するもの
- ・医療的ケア児者に関するもの
- ・市町村の区域を超えた避難に関するもの
- ・複数の市町村が連携して計画を作成する取組
- ・事務組合等と連携した取組

など

《市町村》

- 経験やノウハウを蓄積するためのモデル的（試行的）な取組
- 制度の周知を図るための広報の実施
- 防災、福祉、保健、医療など府内の関係部局との関係づくり
- 地域おこし協力隊員や集落支援員の参画や、社会福祉協議会等への委託事業による作成の受け皿づくり
- 福祉専門職、社会福祉協議会、民生委員、自主防災組織、自治会などの府外の関係者との関係づくり
- 早さと正確性を両立した優先度の判断に関するもの（例：機械学習による判断支援など）
- 本人のことをよく知る福祉専門職、保健師、看護師、民生委員などの理解を得るために広報の実施
- 福祉専門職等に対する説明会等の実施
- 福祉専門職等が属する事業者や機関、団体などに対する働きかけ
- 福祉専門職の負担の軽減に関するもの（取組の段階ごとに経費を支払うことなど）
- 自主防災組織、自治会、住民などの支援者の候補となる皆さんとの理解を得るために広報の実施
- 自主防災組織や住民等に対する説明会や出前講座等の実施
- 福祉避難所への直接の避難に関するもの
- 避難支援等実施者の負担の軽減に関するもの（例：できる範囲での支援でよいことを明確化するため、情報伝達、安否確認、避難支援など協力できる支援の内容や、支援できる災害の種別に関する□欄を様式に設けることや、同意書に記載するなど）
- 避難行動要支援者や避難支援等実施者向けの保険に関する説明会の開催

- 本人・地域記入の個別避難計画づくりを基本とした、実効性のある個別避難計画づくり（返信のない人への自主防や民生委員等からのフォローとセットの取組など）
- 災害のリスクを要支援者本人に確実に伝える取組【例：ハザードマップ説明会の開催】
- 福祉専門職や自主防など多様な関係者が参画した地域調整会議を開催しての個別避難計画づくり
- 難病児者等を対象とした個別避難計画づくり（保健所や難病担当課の協力を得て個別避難計画に取り組むなど）
- 特別支援学校に通学する児童生徒の個別避難計画づくり（県教育委員会との連携による取組など）
- 避難訓練のハードルを下げる取組【例：取り組んでみたくなる“ひなんさんぽ”の実施】
- 市町村主催の防災訓練における避難行動要支援者に係る取組の取りあげ【例：要配慮者や避難行動要支援者の参画、避難行動要支援者名簿や個別避難計画の活用、視覚や聴覚に障害がある方の参画、身体障害者補助犬を同伴する身体障害者の参画、電気自動車（EV、PHEV、FCV、HEV）による給電の体験、宿泊・日帰り防災キャンプ】
- システムの導入や、導入に向けた検討などの取組
- 実効性のある計画づくりのため、避難訓練を実施してから計画を作成する取組
- 地区防災計画やマイ・タイムラインと個別避難計画の作成との並行した取組
- 重層的支援体制整備事業などに基づく取組などとの連携
- 過去の災害において明らかになった個別避難計画に係る課題解決を図るための取組

[例]

- ・個別避難計画の更新の在り方に関する検討や検証
- ・災害の種類等に応じた避難支援等の在り方に関する検討や検証
- ・個別避難計画において、避難情報の伝達、安否の確認、避難支援等実施者が避難支援を実施した結果の報告、避難支援ができない場合に救助が必要である旨の連絡などについてどのように行うかの具体的な手順や仕組みの検討や検証
- ・過去の災害に係る被災地において個別避難計画の作成を推進する取組
- その他のもの（事業趣旨に合致する取組）

[例]

- ・視覚や聴覚に障害がある方に関するもの
 - ・重症心身障害児者や強度行動障害のある方に関するもの
 - ・医療的ケア児者に関するもの
 - ・市町村の区域を超えた避難に関するもの
 - ・複数の市町村が連携して計画を作成する取組
 - ・事務組合等と連携した取組
- など

※なお、個別避難計画作成モデル事業等で取り組まれた取組の例は、参考資料(P.19～)で示しています。

3. 提案の実施

(1) 提案書の作成

①作成方法

提案書は別添の様式「個別避難計画作成モデル事業（連携支援事業）提案書」を使用して作成することとするが、一部の項目については、所定の事項を任意の様式で表現することも可能とする。記載事項の詳細は、別添の様式を参照すること。

※使用する様式　（様式）「個別避難計画作成モデル事業（連携支援事業）提案書」

②作成上の留意点

- 提案書は、次の点に留意し作成すること。
- 提案書は原則として、編集可能なword形式で作成し、10メガバイト以下のデータ容量とすること。
(10メガバイトを超える容量の場合は、個別に相談すること。)
 - 電子データのファイル名は、「【都道府県名】連携支援事業」とすること。
 - 各項目について、ポイントがわかるよう、わかりやすく記入すること。
 - 選定に際して内閣府から別途補足資料等を求める場合があるので留意すること。
 - 提案書は、提出した都道府県の申出による差し替えや訂正は一切認められない。
 - 記入に際し、疑義が生じた場合は、適宜内閣府に問い合わせること。

(2) 提案書の提出

① 提出書類

- ・提案書
- ・その他提案書を補足する資料（事業内容のポンチ絵など）

② 提案書の提出方法

各都道府県は、提案（⑥「共創型事業」と⑦「複合型事業」の場合は、市町村の提案も含む）を取りまとめた上で、都道府県の提案書を、以下③に示すE-mailアドレス宛に、令和7年5月9日（金）17:00までに送信すること。

- ・各都道府県から内閣府へ送信するメールの題名は、「【都道府県名】個別避難計画作成モデル事業（連携支援事業）提案書」とすること。
- ・受信通知は、送信者に対してメールにて返信する。なお、受信確認の返信メールが提出後1営業日以上たっても届かない場合、電話にて確認すること。
- ・メール未達の場合でも、当方は一切の責任を負わないものとする。

③ 提出先及びアドレス

宛 先 内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（避難生活担当）付 藤田亮、平賀満、田中広樹
E-mail y-hinan.k4n@cao.go.jp

(3) 応募期限

令和7年5月9日（金）17:00まで

(4) その他

- ・提案書等の作成費用については、選定結果にかかわらず提案者の負担とする。
- ・提出された提案書等については返却しない。
- ・期限に遅れた提案書の提出は認めない。

4. 選定

(1) 方針

応募書類から取組方針を確認し、工夫した取組や特色ある取組になることが期待できるものなど、全国に広めることにより、個別避難計画の作成を促進する効果があると考えられる提案を選定する。

選定にあたっては、応募状況も踏まえ、都道府県事業、共創型事業、複合型事業をバランス良く採択し、多様な取

組事例の収集、モデルづくりに役立つものとなることに配慮するものとする。また、地域性や災害リスクの種類等に応じた多様なモデルの創出を目指す観点も加味する。

(2) 体制

有識者等から構成する委員会において選定する。

(3) 結果の通知

選定終了後、10日以内に全ての提案者に選定結果を通知する。

5. スケジュール

4月3日（木）	公募開始
4月8日（火）11：00～	都道府県担当者オンライン説明会（※事後、動画配信予定）
5月9日（金）	公募締切（提案書の提出期限）
5月中旬～5月下旬	審査・選定
5月下旬～6月上旬	個別避難計画作成モデル事業（連携支援事業）計画書の提出
6月 ^{注1)}	事業開始
令和7年6月から令和8年3月まで ^{注2)}	事業実施期間

（注1）目安であり変更もあり得ることに留意。内閣府が指定し、通知する。

内閣府が指定するモデル事業（連携支援事業）開始の期日以前であっても、モデル事業（連携支援事業）の準備を行うことは可能である。

（注2）内閣府が指定するモデル事業（連携支援事業）開始の期日以降でなければモデル事業（連携支援事業）に関する事業者からの支払ができないので、提案書作成に当たっては、モデル事業（連携支援事業）の開始の期日に柔軟性を持たせた上で作成する必要があることに十分留意すること。なお、委託先がある場合は、この旨を委託先にも十分周知すること。

6. 事業の実施

- (1) 事業に要する経費は、事業者において支払を行う。なお、応募の際、都道府県は、提案書により、所要経費の積算を提出するが、事業者から支払を行う金額は、事業計画の内容等を総合的に勘案し、予算の範囲内で決定し、通知する。
- (2) ここに定めるもののほか、本事業の実施に当たっては、関係法令等を遵守すること。
- (3) 検討会、研修会、打合せ等を行った場合には、個別避難計画の作成プロセスを事後にトレースすることが可能となるよう、速記や文字おこし等の経費を計上して差し支えない。
- (4) モデル事業（連携支援事業）実施中に上記の1. (2) ①の事業の実施状況等を取りまとめ、内閣府に事業の中間報告をすること。
- (5) 事業終了後、上記の1. (2) ①の事業の実施内容を取りまとめ、得られた成果や今後の課題と対応策等の考察を含めた最終報告書を内閣府へ提出する。なお、成果物である最終報告書は、他地域の取組の参考とするため、内閣府ホームページで公表する。
- (6) また、上記の最終報告書の提出のほか必要に応じ、内閣府は、モデル事業（連携支援事業）を実施する都道府県・市町村に対し、事業の実施状況についてヒアリング等を実施する場合がある。

7. その他

選定したモデル事業（連携支援事業）の内容は、内閣府と提案した団体の間で協議の上、変更することがある。

8. 問い合わせ

内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（避難生活担当）付 藤田亮、平賀満、田中広樹

TEL 03-3501-5191（直通）

E-mail y-hinan.k4n@cao.go.jp

令和7年 月 日

内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（避難生活担当） 殿

都道府県名

代表者職・氏名

(公 印 省 略)

個別避難計画作成モデル事業（連携支援事業）提案書

令和7年度【内閣府事業】避難行動要支援者に係る個別避難計画の作成の推進において、モデル事業（連携支援事業）の実施を希望しますので、次のとおり提案します。

【都道府県情報、事業概要】

都道府県名	※都道府県の名称					
所在地	〒					
担当部局の連絡先 (連絡窓口)	※部局名・課室名・役職名・担当者氏名 ※電話・ファクシミリ番号、電子メールアドレス					
共同で取り組む部局の連絡先	※共同で取り組む知事部局等の部局や課室、保健所等の出先機関等の名称と連絡先（上記情報）を記載する					
連携団体（想定）	※連携を予定している団体、機関、組織、職種を列挙する ・共創型事業及び複合型事業の場合：市町村の名称 ・府外の機関、団体等と連携する場合：機関、団体等の名称 ・福祉専門職等と連携する場合：相談支援専門員等の職種の名称					
事業概要	①都道府県事業	×	②共創型事業	×	③複合型事業	○
	※①都道府県事業、②共創型事業、③複合型事業のうち該当する欄に「○」を記載する。					
	※事業を実施する背景、趣旨、取組方針等を総括的に記載する。					

※記載内容を補足する資料があれば、必要に応じて添付すること。

※上記項目について、必要に応じ参考資料や補足資料を添付して差し支えない。参考資料や補足資料はPowerPointなど任意の様式で可。（その場合は、当該項目の記入欄に参考資料が添付されていることを記載すること。）

※任意の様式を使用する場合も、用紙サイズはA4判とする。

※【都道府県情報、事業概要】は1ページ以上2ページ以内とすること。

○提案書は、全体で10ページ以内としてください。

【これまでの取組等】 (○○県)

ハザードの状況	※避難行動要支援者の避難支援等を検討する際に想定するハザード（浸水想定区域、土砂災害警戒区域等）の状況を記載する。
過去の被災状況	※過去に発生した主な灾害（災害名）を記載する。 ※災害時における管内市町村の避難行動要支援者名簿や個別避難計画の具体的な活用状況。
避難行動要支援者の状況	※高齢者（65歳以上）の人数、記載できる範囲で障害者（身体障害者手帳1・2級の第1種、療育手帳A、精神障害者保健福祉手帳1・2級）の人数、都道府県において把握している範囲で難病患者や医療的ケア児等の人数、都道府県人口・都道府県人口に占める比率等を記載する。 ※避難行動要支援者の支援に関する福祉、防災上の課題等を記載する。 ※（分かる場合、）ハザード域（浸水想定区域、土砂災害警戒区域内）等に居住する避難行動要支援者の現状（人数、避難行動要支援者に占める比率等）
これまでの取組実績	※避難行動要支援者名簿・個別避難計画の取組状況（対象者数、作成数、作成率など）を記載する。 (例) ・全部作成済：●団体、一部作成済：●団体、未作成：●団体（令和7年度中に作成着手予定●団体） ・対象者数：●人、作成数：●件、作成率：●% ※管内市町村の避難行動要支援者名簿、個別避難計画の活用状況 (例) ・災害時（実績あるいは想定）：避難連絡・避難誘導に関する支援、安否確認・救助活動に活用など ・平常時：避難訓練への参加の呼びかけ、日常の声かけ等の見守りなど ※その他、個別避難計画の作成に関する研修の実施、説明会や市町村担当者会議等の開催、教育委員会、難病対策の担当課や保健所等の関係部署への働きかけ、庁内担当者連絡会議の開催、関係団体との連携、指針、ガイドライン、手引きやマニュアルなどの作成、パンフレットの作成や広報誌への記事掲載等の広報など、本事業を実施するに当たり、実績として提示できる取組があれば記載する。

※記載内容を補足する資料があれば、必要に応じて添付すること。（その場合は、当該項目の記入欄に参考資料が添付されていることを記載すること。）

※箇条書きで記載すること。

【本モデル事業（連携支援事業）で取り組むことの概要】（○○県）

【1】 事業名	※事業内容を簡潔に示す事業名を付すこと。（30文字以内を基本とする。）
事業概要	※取組の重点や特徴がわかるよう簡潔に事業の概要を記載すること。（100文字程度とする。）
【2】 事業実施体制 庁内の連携体制	※本事業に参画を予定している部局・課室等を記載すること。 ※参画する各部局・課室等の役割や連携体制を記載すること。 ※役割分担（予定）を記載すること。 ※模式図などで簡略に記載してよい。
【3】 事業実施体制 庁外との連携体制	※本事業に参画する庁外の福祉専門職等との連携体制等を記載する。 ※連携を予定している団体、機関、組織、職種等を記載すること。 ※連携する団体、機関、組織、職種等の役割を記載すること。 ※連携に向けた調整状況を記載すること。 (例) 今後打診予定、団体の代表者の内諾を得ている、覚書を取り交わしている、協定を締結済である、予算確保済みである 等 ※模式図などで簡略に記載してよい。
【4】 モデル事業（連携支援事業）の実施内容、実施方法	※事業の実施内容や実施方法を具体的に記載する。 ・課題：モデル事業をどのような課題の解決に役立てようとしているか記載する。 ・実施内容：公募要領「2. モデル事業（連携支援事業）の募集（2）取組例《都道府県》《市町村》」に示すモデル事業（連携支援事業）の取組例のような内容や、その他取り組む内容を具体的に記載する。 ・実施方法：例えば、市町村の取組の進捗管理をする手法や態勢、研修の対象者及び内容、アンケートやヒアリングの実施、検討会や市町村担当者会議の内容及び参加者など。これらに関わらず自由に記載する。 ※共創型事業及び複合型事業の場合、次のことが分かるように記載する。 ・都道府県と市町村の役割分担 ・事業を実施する市町村において構築や実証しようとしているモデルや取組事例 ・複数の市町村が参加し、異なる役割を担う場合、市町村の間の役割分担 ※なお、「2. モデル事業（連携支援事業）の募集（1）連携支援事業応募の要件」の(A)～(D)に示すモデル事業（連携支援事業）の要件を満たしていることを説明する。
【5】 アピールポイント	※特にアピールしたい内容を記入する。
【6】 事業による成果目標	※応募する都道府県の避難行動要支援者の避難に関して、本事業を実施することにより得ることが期待される成果を記載する。
【7】 事業実施スケジュール	※実施時期（スケジュール）について、簡略に記載する。 書き方例： ●月 個別避難計画推進関係機関連携協議会設立会議を開催 ●月 ●●市において地域調整会議議を開催（県庁職員参加） ●月 ●▲市において避難訓練を実施（県総合防災訓練の一部） ●月 振り返り会を開催 ●月 ガイドライン素案提示 ●月 市町村個別避難計画担当部長会議開催 ※別葉としても差し支えない。
【8】 特記事項	※その他、特記する内容があれば記載する。

※上記項目について、必要に応じ参考資料や補足資料を添付して差し支えない。参考資料はPowerPointなど任意の様式で可。（その場合は、当該項目の記入欄に参考資料が添付されていることを記載すること。）

※任意の様式を使用する場合も、用紙サイズはA4判とする。

※【本モデル事業（連携支援事業）で取り組むことの概要】は1ページ以上2ページ以内とすること。

※【1】は、公表を前提として記載すること。

※【2】～【5】については、次の点を記載すること。〔これまでに行った取組（検討したことを行ったことを含む）、現時点における課題、対応の方向性〕

【応募の要件に関する取組】(○○県)

要 件	取組の状況
<p>(A) 庁外の関係機関や団体等との連携強化に取り組むものであること 注) 関係機関や団体等…消防機関、都道府県警察、民生委員、地域医師会、訪問看護ステーション、介護関係団体、障害者団体、居宅介護支援事業者や相談支援事業者等の福祉事業者、市町村社会福祉協議会、自主防災組織、NPO 法人など</p>	
<p>(B) 他の都道府県が市町村の取組を支援するに当たり役立つもの^{注)}であること 注) ①トップランナーによる先進事例の創出、②取組が進まない団体の後押しにつながる取組など</p>	<p>〈作成に当たっての留意点〉</p> <p>○令和6年度までの取組として、次の点を記載する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・これまでに行った取組(検討したことを含む) ・現時点における課題 ・対応の方向性 <p>※5W1H(いつ・どこで・なぜ・なにを・だれが・どのように)の観点を踏まえて記載する。</p> <p>※数字については、可能な範囲で直近の数字を用い、時点を付記する。</p>
<p>(C) 防災、福祉、保健など関係する部局が共同で取り組むものであること</p>	<p>○【本モデル事業(連携支援事業)で取り組むことの概要】と内容が重なる場合は、同様の記載(コピー＆ペースト)で差し支えない。必ず記載する。</p> <p>○分量は、1ページ程度とする。</p>
<p>(D) 本事業により都道府県が支援する市町村が実際に個別避難計画を作成する取組であること(共創型事業及び複合型事業の場合必須)</p>	

【取組の内容】(○○県)

○左欄に示す取組の内容の類型は、公募要領の「2. モデル事業（連携支援事業）の募集（2）取組例」に対応するものである。提案した事業に各類型に該当する取組が含まれる場合、右欄に

- ・《表1 都道府県》においては、「○」又は「－」
- ・《表2 市町村》においては、市町村名又は「－」

を記入すること。(複数回答可)

《表1 都道府県》

取組の内容の類型	該当の有無
(ア) 県庁内において防災、福祉、保健など関係部局が共同で取り組む体制づくり ※特に、 ①市町村と都道府県が共同した難病患者に関する計画づくりに関するもの ②特別支援学校など都道府県所管施設の福祉避難所としての指定や直接の避難に関するもの ③市町村による医療的ケア児の個別避難計画づくりを都道府県庁の防災部局と福祉部局が合同して支援する取組	○
(イ) 市町村における防災、福祉、保健など関係する部局間が共同して取り組む体制づくりを都道府県からの働きかけるもの	○
(ウ) 連絡協議会を設置するなどの市町村と関係機関の連携を円滑に進めるための仕組みづくり [例：市町村や関係機関等が出席する協議会や連絡会議等の設置や開催など]	○
(エ) 県ケアマネ協会など県単位の職能、施設、事業者などの団体に働きかけるもの [例：電気、通信、運輸事業者など指定地方公共機関、県社協、県ケアマネ協会、当事者団体、障害者団体、医療機器や資材を供給する事業者等]	○
(オ) 市町村の間の意見交換の場の提供 (ネットワークづくり)	○
(カ) 福祉専門職や市町村職員などを対象とした研修の実施	○
(キ) 都道府県主催の防災訓練等における避難行動要支援者に係る取組の取りあげ [例：要配慮者や避難行動要支援者の参画、避難行動要支援者名簿や個別避難計画の活用、視覚や聴覚に障害がある方の参画、身体障害者補助犬を同伴する身体障害者の参画、電気自動車(EV、PHEV、FCV、HEV)による給電の体験、宿泊・日帰り防災キャンプ]	－
(ク) 指針、手引き、マニュアル、事例集等の作成	－
(ケ) 県ケアマネ協会や県相談支援専門員協会などと連携した福祉専門職への支払に関する県内共通基準づくり	－
(コ) 優先度の判断基準に関する手引きづくり	－
(サ) 避難支援等実施者の安全確保に関する地域での共通ルールづくり (津波に係るものなど)	－
(シ) 避難支援等実施者の確保に関する取組 [例：ボランティア、青年会議所、町内会連合会・町会連合会・自治会連合会への働きかけなど]	－
(ス) 県の標準業務手順 (都道府県版 Step) の作成や検証	○
(セ) 個別避難計画の作成や避難支援等関係者への名簿情報や個別避難計画情報提供を促す条例制定の取組	○
(ソ) 伴走支援 (市町村の取組や進捗の状況を把握し、一緒に課題解決に取り組むことや、試行的な個別避難計画づくり※に一緒に取り組むことなど) の実施 [※最初の1件の作成、難病患者や特別支援学校に通学する児童や生徒などに係る計画作成のモデルづくり、経験やノウハウの蓄積のためのモデル的な取組]	○
(タ) 市町村の取組を支援する人員の任用や配置 [例：副業人材の任用、会計年度任用職員制度の活用、市町村を支援する要員を県社協への委託事業により確保することなど]	○
(チ) 管内の実情を踏まえたモデルとなる市町村づくり	○

(ツ) 県民向け広報の実施や、市町村による改変が可能なチラシやリーフレットなどの広報素材の作成	—
(テ) 市町村におけるシステムの導入や、導入に向けた検討などの取組に対する支援	—
(ト) 過去の災害において明らかになった個別避難計画に係る課題解決を図るための取組 [例] ・個別避難計画の更新の在り方に関する検討や検証 ・災害の種類等に応じた避難支援等の在り方に関する検討や検証 ・個別避難計画において、避難情報の伝達、安否の確認、避難支援等実施者が避難支援を実施した結果の報告、避難支援ができない場合に救助が必要である旨の連絡などについてどのように行うかの具体的な手順や仕組みの検討や検証 ・過去の災害に係る被災地において個別避難計画の作成を推進する取組	○
(ナ) その他のもの（事業趣旨に合致する取組） [例] ・視覚や聴覚に障害がある方に関するもの ・重症心身障害児者や強度行動障害がある方に関するもの ・医療的ケア児者に関するもの ・市町村の区域を超えた避難に関するもの ・複数の市町村が連携して計画を作成する取組 ・事務組合等と連携した取組	—
	など

《表2 市町村》

取組の内容の類型	該当する市町村名
(ア) 経験やノウハウを蓄積するためのモデル的な取組	●●市
(イ) 制度の周知を図るための広報の実施	▲▲町
(ウ) 防災、福祉、保健、医療など府内の関係部局との関係づくり	■■村
(エ) 地域おこし協力隊員や集落支援員の参画や、社会福祉協議会等への委託事業による作成の受け皿づくり	—
(オ) 福祉専門職、社会福祉協議会、民生委員、自主防災組織、自治会などの府外の関係者との関係づくり	●●市 ▲▲町
(カ) 早さと正確性を両立した優先度の判断に関するもの（例：機械学習による判断支援など）	■■村
(キ) 本人のことをよく知る福祉専門職、保健師、看護師、民生委員などの理解を得るために広報の実施	●▲市
(ク) 福祉専門職等に対する説明会等の実施	—
(ケ) 福祉専門職等が属する事業者や機関、団体などに対する働きかけ	●●市
(コ) 福祉専門職の負担の軽減に関するもの（取組の段階ごとに経費を支払うことなど）	▲▲町
(サ) 自主防災組織、自治会、住民などの支援者の候補となる皆さんの理解を得るために広報の実施	—
(シ) 自主防災組織や住民等に対する説明会や出前講座等の実施	▲▲町
(ス) 福祉避難所への直接の避難に関するもの	●●市
(セ) 避難支援等実施者の負担の軽減に関するもの（例：できる範囲での支援でよいことを明確化するため、情報伝達、安否確認、避難支援など協力できる支援の内容や、支援できる災害の種別に関する□欄を様式に設けることや、同意書に記載するなど）	—
(ソ) 避難行動要支援者や避難支援等実施者向けの保険に関する説明会の開催	●●市
(タ) 本人・地域記入の個別避難計画づくりを基本とした、実効性のある個別避難計画づくり（返信のない人への自主防や民生委員等からのフォローとセットの取組など）	—
(チ) 災害のリスクを要支援者本人に確実に伝える取組〔例：ハザードマップ説明会の開催〕	—
(ツ) 福祉専門職や自主防など多様な関係者が参画した地域調整会議を開催しての個別避難計	▲▲町

画づくり	■■村
(テ) 難病児者等を対象とした個別避難計画づくり（保健所や難病担当課の協力を得て個別避難計画に取り組むなど）	—
(ト) 特別支援学校に通学する児童生徒の個別避難計画づくり（県教育委員会との連携による取組など）	●●市 ▲▲町
(ナ) 避難訓練のハードルを下げる取組〔例：取り組んでみたくなる“ひなんさんぽ”の実施〕	—
(ニ) 市町村主催の防災訓練における避難行動要支援者に係る取組の取りあげ〔例：要配慮者や避難行動要支援者の参画、避難行動要支援者名簿や個別避難計画の活用、視覚や聴覚に障害がある方の参画、身体障害者補助犬を同伴する身体障害者の参画、電気自動車（EV、PHEV、FCV、HEV）による給電の体験、宿泊・日帰り防災キャンプ〕	■■村
(ヌ) 実効性のある計画づくりのため、避難訓練を実施してから計画を作成する取組	—
(ネ) システムの導入や、導入に向けた検討などの取組	—
(ノ) 地区防災計画やマイ・タイムラインと個別避難計画の作成との並行した取組	—
(ハ) 重層的支援体制整備事業などに基づく取組などとの連携	●●市
(ヒ) 過去の災害において明らかになった個別避難計画に係る課題解決を図るための取組 〔例〕 ・個別避難計画の更新の在り方にに関する検討や検証 ・災害の種類等に応じた避難支援等の在り方にに関する検討や検証 ・個別避難計画において、避難情報の伝達、安否の確認、避難支援等実施者が避難支援を実施した結果の報告、避難支援ができない場合に救助が必要である旨の連絡などについてどのように行うかの具体的な手順や仕組みの検討や検証 ・過去の災害に係る被災地において個別避難計画の作成を推進する取組	▲▲町
(フ) その他のもの（事業趣旨に合致する取組） 〔例〕 ・視覚や聴覚に障害がある方に関するもの ・重症心身障害児者や強度行動障害がある方に関するもの ・医療的ケア児者に関するもの ・市町村の区域を超えた避難に関するもの ・複数の市町村が連携して計画を作成する取組 ・事務組合等と連携した取組	— など

【経費内訳】(○○県)

費　目	経　費　区　分	金　額
都道府県事業費	諸　謝　金	円
	旅　　費	円
	印刷製本費	円
	借　　料	円
	雜　役　務　費	円
都道府県委託費		円
市町村事業費		円
市町村委託費		円
合　　計		円

※各経費の計上については、「(別紙) 経費計上の留意事項等」(P. 18) 等を参照の上作成すること。

経費計上上の留意事項等

(1) 全般共通事項

- ・モデル事業（連携支援事業）の実施内容、実施方法、事業実施スケジュールとの整合性に十分留意し、事業の実施に真に必要な経費のみを計上すること。
- ・また、計上できる経費は、内閣府が指定し通知する事業の実施期間に限る。
- ・なお、他のプログラムや他の補助金・委託費等により経費措置を受けるものは対象とならないので留意すること。
- ・以下に記載する経費以外の経費については、原則として本事業の対象経費としない。

(2) 費目ごとの事項

○ 諸謝金

- ・諸謝金は、市町村担当者会議、地域調整会議その他の会議等への出席、個別避難計画の作成に必要な情報提供、個別避難計画の作成事務に対する助言、研修会講師、講演、訓練評価、執筆等について支出する謝金や報酬であり、単価等は、モデル事業（連携支援事業）を提案する各自治体の単価基準によること。
(必要に応じて単価基準や理由書の提出を求めて妥当性を確認する場合がある。)
- ・積算内訳は、支出の相手方、月日、用務、場所等を可能な限り明記すること。
- ・講演者謝金等について、高額な支出を伴うものの場合には、講演そのものの必要性及び当該講演者とする必要性について精査すること。
- ・菓子折・金券の購入は、認められない。

○ 旅費

- ・原則として具体的用務ごとに計上すること。
- ・調査、連絡協議会、委員会への出席等、本事業の実施に必要な旅費のみ計上すること。
- ・支給基準は原則としてモデル事業（連携支援事業）を提案する各自治体の旅費規程によること。最も安価な経路で積算するなど、妥当かつ適正な額にすること。（必要に応じて旅費規程や理由書の提出を求めて妥当性を確認する場合がある。）
- ・モデル事業（連携支援事業）の実施内容、実施方法に照らして出張先、単価、回数、人数の妥当性について精査すること。
- ・航空機に搭乗した際のマイレージ・ポイント等の個人の特典については認められない。

○ 印刷製本費

- ・印刷製本費は高額となることが多いことから、見積書を徴するなど、内訳及び金額の妥当性（数量、配布予定先、単価等）について精査すること。（必要に応じて見積書の提出などを求めて妥当性を確認することがある。）

○ 借料

- ・事業の実施のために真に必要なものであるかについて、留意すること。
- ・事業実施スケジュールに記載した会議、訓練等の時間及び回数と整合性がとれているかに留意すること。
- ・会議、訓練等の実施のためレンタルやリースを行うものなどについて計上する。（例：訓練会場で電気自動車による給電のデモンストレーションをするための電気自動車の借料、訓練で使用する可搬式要配慮者トイレの借料等）

○ 雑役務費

- ・本事業の目的を達成するために付随して必要となる速記や文字おこし、データ集計、データ入力、会場設営など（業者との契約により行う）軽微な請負業務等を計上する。
- ・見積書を徴するなど、内訳及び金額の妥当性（数量、単価等）について精査すること。（必要に応じて見積書の提出などを求めて妥当性を確認することがある。）

○ 委託費

- ・委託を行う場合に計上すること。
- ・委託先ごとに経費内訳を作成すること。なお、経費に係る留意事項については、上記の「諸謝金」～「雑役務費」に同じ。

個別避難計画作成モデル事業等で取り組まれた取組の例

《都道府県》

- キーパーソンへの働き掛けや人材育成に関するもの
- 伴走支援に関するもの
- 難病患者等の医療的ケアを要する方に関するもの
- 横展開に関するもの
- 大学等の有識者等との連携に関するもの
- 都道府県庁内での連携に関するもの
- 都道府県庁外の関係者との連携に関するもの
 - ・福祉専門職の団体との連携に関するもの
 - ・その他の福祉関係の団体等との連携に関するもの
 - ・医療や保健関係の団体等（助産師会、医師会など）との連携に関するもの
 - ・障害者団体、患者会等の関係団体との連携に関するもの
 - ・防災の関係団体との連携（自主防災組織の連合会や消防協会等を想定）に関するもの
 - ・企業や、そのほかの団体等との連携（ハイヤー協会など）に関するもの
- 手引き、事例集、支援ツール等の作成に関するもの
- 予算（市町村に対する補助金等）に関するもの（福祉専門職への実費弁償や会計年度任用職員の人件費、システム、保険経費など）
- 会議、意見交換、研修等に関するもの
 - ・市町村を対象としたもの
 - ・市町村以外を対象としたもの（福祉専門職、地域防災リーダー等）
- 普及啓発に関するもの（リーフレット配布等）
- 都道府県職員の市町村の取組（地域調整会議、避難訓練など）への参加に関するもの
- 保健所と市町村の連携に関するもの
- 都道府県による条例の制定に関するもの
- 福祉避難所への直接避難に関するもの

《市町村》

- 多様な災害リスクに対応した個別避難計画の作成に関するもの（洪水、暴風、土砂災害、高潮、噴火、地震、津波など）
- 特別支援学校に関するもの
- 難病患者等の医療的ケアを要する方に関するもの
- 大学等の有識者等との連携に関するもの
- 避難訓練や計画の更新等の実施などにより、顔の見える関係性を維持し実効性を確保するもの
- ケアマネ事業所等のBCPとの連携に関するもの
- 施設入所者が在宅に移る場合の施設と市町村の連携に関するもの
- デジタル技術の活用に関するもの
- 普及啓発に関するもの
- 本人・地域記入の個別避難計画に関するもの
- 福祉避難所への直接避難に関するもの

- マイ・タイムラインとの連携に関するもの
- クラウドファンディング、企業版ふるさと納税、防災・安全交付金などの予算を確保する工夫に関するもの
- 当事者（避難行動要支援者本人の）参画に関するもの
- 地域防災計画や全体計画等に関するもの
- 地域調整会議に関するもの
- 作成や提供の同意を得る工夫に関するもの
- 避難支援等実施者を引き受けていただく工夫に関するもの
- 様式の作成や改善に関するもの
- 個別避難計画の質と量の両立に係る工夫に関するもの（計画を数多く作成する工夫に関するもの）
- 個別避難計画を作成する取組に関係者を巻き込む工夫に関するもの
- 福祉専門職との連携に関するもの
- 福祉専門職の負担軽減に関するもの
- 保健所や保健師との連携に関するもの
- 自主防災組織との連携に関するもの
- 消防団との連携に関するもの
- 障害者団体や患者会との連携に関するもの
- 説明や作成、訓練、避難等の場面における聴覚や視覚の障害など本人の状況に応じた情報保障に関するもの
- 個別避難計画情報（又は名簿情報）を提供する場合における配慮に関するもの（個人情報の取扱いに関する研修を実施すること、名簿情報の取扱状況の報告を求めるここと、協定を締結することなど）